

報告第18号 専決処分の報告について（和解案の受諾）

専決第9号

第1 事件名 徳島地方裁判所平成30年（ワ）第145号  
保証債務履行請求反訴事件

第2 当事者 反訴原告 小松島市  
反诉被告 A

第3 和解案

- 1 反诉被告は、反訴原告に対し、本件解決金として、40万円の支払義務があることを認める。
- 2 反诉被告は、反訴原告に対し、前項の金員を、平成30年8月31日に限り、阿波銀行福島支店の「法人預かり口 弁護士後藤田芳志」名義の普通預金口座（口座番号●●●●●●●●）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は反诉被告の負担とする。
- 3 反訴原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 反訴原告及び反诉被告は、反訴原告と反诉被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

## 事件の概要（参考）

### (1) 反訴の提起

平成 29 年 1 月 26 日、反訴被告（本訴原告）A が小松島市を本訴被告として訴えを提起した（平成 30 年（ワ）第 11 号債務不存在確認請求事件）。これに対し、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分（専決第 7 号。平成 30 年 6 月議会報告第 11 号）のうえ、同年 4 月 24 日、保証債務の履行を求め、反訴を提起した。

### (2) 和解案の受諾

反訴の提起後、平成 30 年 4 月 25 日以降、口頭弁論準備手続を継続し、同年 8 月 8 日、専決処分（専決第 9 号）のうえ和解案を受諾し、和解が成立した。